

さが福祉サービス評価等基準(福祉サービス別項目【婦人保護施設版】)

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
1 利用者の尊重	(1) 利用者の尊重	施設生活全般について、利用者が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。	a) 施設生活全般について、利用者が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。	利用者の個性を尊重し、利用者の希望や意見に可能な限り応えている。 利用者が自由に意見を表明できるよう、利用者職員との信頼関係づくりに取り組んでいる。 日常生活の場面で、生活場面面接を実施するなど、利用者から意見を引き出せるよう取り組んでいる。 能力や状況によって十分に意思を表明できにくい利用者に対して、職員が本人の意思を確認したうえで社会的な代弁者としての役割を果たすように努めている。 普段の利用者の表情や態度からも意見を読み取るよう取り組んでいる。 すぐに応えることが難しい事柄でも、職員会議で話し合う等の取り組みで対応している。 利用者の希望に応えられない事柄については、その理由をその都度利用者に説明して、理解を求めている。
		利用者自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し、自立に向けて積極的に取り組めるよう支援している。	a) 利用者自身が自主的に考える活動を推進し、自立に向けて積極的に取り組めるよう支援している。 b) 利用者自身が自主的に考える活動の推進に努め、自立に向けて積極的に取り組めるよう支援しているが、十分ではない。 c) 自立に向けて積極的に取り組めるような支援をしていない。	利用者自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取り組みができるような活動(施設内の自治会活動等)を実施している。また、施設がそのような活動を阻害していない。 利用者が問題や課題について主体的に検討し、その上で取り組み、実行、管理するといった内容を含んだ活動をしている。 活動における目標実現に向かって発展していくように支援している。 活動を通して、利用者の自己表現力、自律性、責任感などが育つように支援をしている。 活動で決定した要望等については、可能な限り応えている。
		施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行い、利用者が自らの意思を決定できるように支援している。	a) 施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行い、利用者が自らの意思を決定できるように支援している。 b) 施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行っているが、利用者が自らの意思を決定できるような支援が十分ではない。 c) 施設の行う援助について利用者に対して適切な情報提供を行っていない。	施設の提供する援助の内容・方法について事前に利用者に十分説明している。 利用者の自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。 必要な情報を提供し主体的な選択ができるようにしている。

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
		職員が利用者に対して二次的被害に及ぶ言動等を行わないよう徹底している。	a)職員が利用者に対して二次的被害に及ぶ言動等を行わないよう徹底している。 b)職員が利用者に対して二次的被害に及ぶ言動等を行わないための取り組みを行っているが、十分ではない。 c)二次的被害に及ぶ言動等を行わないための取り組みが十分ではない。	「就業規則」等の規程に二次的被害に及ぶ言動等の禁止を明記している。 具体的な例を示して二次的被害に及ぶ言動等を禁止している。 二次的被害に及ぶ言動等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、それらを伴わない援助技術を習得できるようにしている。 二次的被害に及ぶ言動等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等でそれらを取り上げ、行われていないことを確認している。 二次的被害に及ぶ言動等があった場合を想定して、施設長が職員と利用者の双方にその原因や事実の確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うしくみがつけられている。 職員による二次的被害に及ぶ言動等の禁止について、利用者に周知している。
		職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることがないように取り組んでいる。	a)職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることを防ぐ取り組みを行っている。 b)職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることを防ぐ取り組みを行っているが、十分ではない。 c)職員は、セクシャルハラスメント行為等により、利用者の生活環境が害されることを防ぐ取り組みを行っていない。	セクシャルハラスメント行為等の防止に関する要綱を作成して職員に徹底している。 セクシャルハラスメント行為等について、具体的な例を示して、利用者に周知している。 セクシャルハラスメント行為等に迅速に対応できるように、利用者からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。 セクシャルハラスメント行為等の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認するとともに、女性性の侵害について認識を深めるための研修を行っている。 セクシャルハラスメント行為等を発見した場合には、記録し、必ず管理職等に報告することが明文化されている。 セクシャルハラスメント行為等があった場合を想定して、施設長が職員と利用者の双方にその原因や方法・程度等事実確認をし、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようしくみがつけられている。 利用者が自分自身を守るための知識を学習したり、嫌がらせなど性的な侵害を受けたときは、自らが訴えるスキルを身につけるような機会やシステムを設けている。
		利用者個人の思想や信教の自由は、他の利用者の権利を妨げない範囲で保障されている。	a)利用者個人の思想や信教の自由は保障されている。 b) c)利用者個人の思想や信教の自由が尊重されていない。	施設において宗教的活動を強要していない。 個別的な宗教活動の自由は他の利用者の権利を妨げない範囲で保障されている。 利用者の宗教的活動において他の利用者の権利を妨げないように配慮している。

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
日常生活支援サービス	(1) 食生活	食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。	<p>a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。</p> <p>b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮を払っているが、十分ではない。</p> <p>c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫や配慮を払っていない。</p>	<p>食事場所は、常に清潔が保たれている。</p> <p>食事場所は、安心できる環境として配慮している。</p> <p>温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。</p> <p>陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけを工夫したりするなど、食事をおいしく食べられるように工夫している。</p> <p>利用者の体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。</p> <p>バランスのとれた食生活の習得については、無理がないよう配慮し実施している。</p> <p>定例的に利用者の嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させている。</p> <p>生活指導担当職員と給食担当職員との定例的な連絡会議を開催し、食生活の向上などに努めている。</p> <p>研修会や講習会に参加し、技術の向上に努めている。</p> <p>バイキング方式や屋外での食事、レストランでの外食等、多様な食事の機会を設けている。</p>
		利用者の状況や希望に応じて食事の時間が設定されている。	<p>a) 利用者の状況や希望に応じて食事の時間が設定されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 利用者の状況や希望に応じて食事の時間が設定されていない。</p>	<p>朝食、昼食、夕食それぞれの食事時間が、利用者の基本的な生活習慣の確立につながるよう設定されている。例：夕食時間は午後6時以降にしている。</p> <p>就労活動等利用者の状況に応じて、食事時間以外の時間でも個別の食事を提供している。</p> <p>電子レンジや保温庫、保冷庫等を用意し、食事時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。</p> <p>無理なく楽しみながら食事ができるように、個人差に応じた食事時間に配慮をしている。</p>
		利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	<p>a) 利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。</p> <p>b) 利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 利用者の状況に応じて食習慣を習得するための支援を行っていない。</p>	<p>食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。</p> <p>食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身に付けられるよう工夫している。</p> <p>テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。</p> <p>食品分類やおやつのはり方等、栄養についての正しい知識を教えている。</p>

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
	(2) 住生活	居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮している。	<p>a) 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮したものになっている。</p> <p>b) 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮されているが、十分ではない。</p> <p>c) 居室等施設全体が、生活の場としての快適さに配慮していない。</p>	<p>居室は利用者が個々の生活を演出できる空間が確保されている。</p> <p>居室はプライバシーに配慮した構造になっている。</p> <p>トイレは利用者の快適さに配慮して設置している。</p> <p>浴室は利用者の快適さに配慮して設置している。</p> <p>談話室など、憩いの空間を確保している。</p> <p>共用部分には行き届いた清掃が行われ、軽度な修繕は迅速に行っている。</p> <p>身体に障害のある利用者がある場合には、安全に行動ができるように配慮している。</p>
	(3) 入浴	入浴の支援は、利用者の状況や希望を反映して行われている。	<p>a) 入浴の支援は、利用者の状況や希望を反映して行われている。</p> <p>b) 入浴の支援は、利用者の状況や希望を反映して行われているが、十分ではない。</p> <p>c) 入浴の支援が、利用者の状況や希望を反映して行われていない。</p>	<p>利用者の身体的状況(例:性感染症、刺青、暴力による痣、妊娠)に対して配慮している。</p> <p>設定された時間のほかに、利用者の個別の状況に応じて入浴できるよう配慮している。</p> <p>入浴の時間帯や回数について、利用者との話し合いで決めている。</p> <p>入浴のマナーに関する話し合いの機会が持たれている。</p>
	(4) 他者との関係調整	利用者と家族との関係再構築のための支援を行っている。	<p>a) 利用者と、同居していない子どもや家族等との家族関係の再構築のための支援を行っている。</p> <p>b) 利用者と、同居していない子どもや家族等との家族関係の再構築のための支援を行っているが、十分でない。</p> <p>c) 利用者と、同居していない子どもや家族等との家族関係の再構築のための支援を行っていない。</p>	<p>施設内で、家族関係に関する相談ができる体制が整えられている。</p> <p>子ども、両親、きょうだい等との関係再構築のための具体的な支援を行っている。</p> <p>とりわけ、子どもとの関係再構築については、施設として支援の計画を持つとともに、他の関係機関等とのケースカンファレンス等で、子どもを取り巻く総合的な問題解決方法等の手段を持ち、具体的に取り組んでいる。</p> <p>必要な場合には、医師、弁護士等の専門家や関係機関等との連携を行っている。</p>
		利用者と、他者との関係調整のための支援を行っている。	<p>a) 利用者と、他者との関係調整のための支援を行っている。</p> <p>b) 利用者と、他者との関係調整のための支援を行っているが、十分でない。</p> <p>c) 利用者と、他者との関係調整のための支援を行っていない。</p>	<p>施設内で、他の利用者や以前の知人・友人との関係等について相談ができる体制が整えられている。</p> <p>必要に応じ、他の利用者との関係づくりのため支援を行っている。</p> <p>利用者同士のトラブルについて適切に解決を図っている。</p> <p>施設外の人たちとの関係調整のため、訪問や調整会議等の機会を設けている。</p> <p>以前の知人・友人との関係調整を図るため関係機関との連携体制が作られている。</p> <p>必要な場合には、弁護士等の専門家や婦人相談員、民生委員等との連携を行っている。</p>

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
	(5) 自主性・自立性を尊重した日常生活支援	<p>行事などのプログラムは、利用者が主体的に関わることができるように計画・実施されている。</p>	<p>a) 行事などのプログラムは、利用者が主体的に関わることができるように計画・実行されている。</p> <p>b) 行事などのプログラムは、利用者が主体的に関わることができるように計画・実行されているが、十分ではない。</p> <p>c) 行事などのプログラムが、利用者が主体的に関わることができるように計画・実行されていない。</p>	<p>利用者の趣味や興味にあったプログラムになるよう利用者の要望を反映している。</p> <p>利用者の自発的な参画を促すように支援している。</p> <p>利用者が施設での生活を楽しめるような企画を利用者と共に行えるように工夫している。</p> <p>利用者の状況を考慮し、参加しやすいように内容、時間等を工夫している。</p> <p>行事等の参画について、利用者の選択を尊重している。</p>
		<p>利用者が自らの健康について理解を深めるような支援を行っている。</p>	<p>a) 利用者が自らの健康について理解を深めるような支援をしている。</p> <p>b) 利用者が自らの健康について理解を深めるような支援をしているが、十分ではない。</p> <p>c) 利用者が自らの健康について理解を深めるような支援を行っていない。</p>	<p>利用者自らが、健康に留意できる意識を育てている。</p> <p>必要な場合には利用者の看病を行っている。</p> <p>必要な場合は受診、通院等についての相談・助言、介助、同行等を行っている。</p> <p>利用者の意向を尊重しながら、医療の専門家又は医療機関との連携を行っている。</p> <p>受診や服薬が必要な場合、利用者に必要な必要性を説明・助言している。</p> <p>誤薬を防ぐシステムが確立している。</p> <p>職員間で病状経過、服薬などの情報がきちんと引き継げるシステムができている。</p> <p>静養室が確保されている。</p>
		<p>個別に応じ、利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っている。</p>	<p>a) 個別に応じ、利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っている。</p> <p>b) 個別に応じ、利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 利用者への衣食住に関する生活スキル向上の支援を行っていない。</p>	<p>衣服の清潔保持等、衣生活のスキル向上の支援を行っている。</p> <p>入浴等、衛生管理のスキル向上の支援を行っている。</p> <p>栄養管理等、食生活のスキル向上の支援を行っている。</p> <p>調理等のスキルを学ぶための設備が整っている。</p> <p>基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。</p> <p>部屋の清掃等、住生活のスキル向上の支援を行っている。</p>

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
		<p>利用者が新しく生活を立て直すために、十分な相談体制をとっている。</p>	<p>a) 利用者が新しく生活を立て直すために、十分な相談体制をとっている。</p> <p>b) 利用者が新しく生活を立て直すために相談体制をとっているが、十分ではない。</p> <p>c) 利用者が新しく生活を立て直すための相談体制をとっていない。</p>	<p>利用者が今後の生活を立て直すための相談にあたり、多様な選択肢を用意している。</p> <p>夜間・休日でも利用者の相談に応じられる体制をとっている。</p> <p>必要に応じて、専門の相談機関を紹介している。</p> <p>個別相談に応じるためのスペースが確保されている。</p> <p>健康相談、将来の生活設計等に対する支援を行う職員との信頼関係が構築されている。</p>
		<p>婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して、心理的な支援を行っている。</p>	<p>a) 婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して、心理的な支援を行っている。</p> <p>b) 婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者に対して、心理的な支援を行っていない。</p>	<p>婦人保護施設の利用者の特性により生じる心理的な課題をもつ利用者については、個別支援(サービス実施)計画に基づき、心理療法担当職員によりその解決に向けた心理支援プログラムが策定されている。</p> <p>精神的な疾病・障害、知的障害を持っている利用者が抱えている精神的な不安を十分に理解し受け止めたうえで支援が行われている。</p> <p>心理支援プログラムにおいて個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。</p> <p>日常生活の中で、心理的な援助が行える体制ができている。</p> <p>必要に応じて心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。</p> <p>心理的なケアが必要な利用者への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。</p> <p>必要に応じ、医療機関との連携が図られている。</p>

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
		利用者の職業能力開発や就労支援など自立のための支援を行っている。	a) 利用者の職業能力開発や就労支援など自立のための支援を行っている。 b) 利用者の職業能力開発や就労支援など自立のための支援を行っているが、十分ではない。 c) 利用者の職業能力開発や就労支援など自立のための支援を行っていない。	公共職業安定所の活用や就職先の開拓など、利用者の心身状態や意向に配慮した就労支援を行っている。 職業能力や適性について、婦人相談所と十分に共通理解がされる等、連携が図られている。 利用者の適性や経験・希望に配慮した職場探し、能力開発についての相談や情報提供等の支援を行っている。 就労に不安を持つ利用者については、事情や背景を十分考慮しながら相談・助言を行っている。 施設内で、就労支援のための講座・勉強会等を行っている。 必要があれば利用者の勤める職場との連携・調整を行っている。 職場環境に関する相談・助言を行っている。 職場での権利侵害等の訴えに対して適切な対応をしている。 障害者手帳の交付を受けて就労をめざす利用者には、障害者雇用の枠を利用し、就労がスムーズに行えるよう支援している。 希望に応じて、定期的な職場訪問を実施するとともに、その結果を利用者に伝え、よりよい就労の継続ができるよう支援している。 退所者自立生活援助事業(退所者に対し、自立支援のメニューを用意し、同意を得ている)を行っている。
		利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っている。	a) 利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っている。 b) 利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っているが、十分ではない。 c) 利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるような支援を行っていない。	利用者が、自身に関わる社会資源の正確な名称や機能を理解できるよう努めている。 掲示板等を活用し、諸制度に関して常に新しい情報提供に努めている。 関係機関や施設等へ同行している。 書類記入などの申請手続きの側面的支援を行っている。 専門機関・自助グループ等についての相談・紹介を行っている。

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
		利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っている。	a) 利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っている。 b) 利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っているが、十分ではない。 c) 利用者が性について理解を深めるための取り組みを行っていない。	利用者の状況に応じた性教育のカリキュラムを用意し、性知識などを学ぶ機会を設けている。 性教育について、職員の学習会を実施している。 性について、職員と利用者が率直に話し合う機会を設けている。
		金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 b) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援しているが、十分ではない。 c) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくような支援を行っていない。	施設が金銭管理を行う場合は、利用者と協議のうえ、その範囲や方法等について決定している。また、このことを文書にして確認している。 計画的な小遣いの使用等、金銭の自己管理ができるよう支援している。 無駄遣いをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を体験できるように工夫している。 小遣いの使途については、利用者の自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。 一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムを実施している。
		利用者に対する債務整理のための支援を行っている。	a) 利用者に対する債務整理のための支援を行っている。 b) 利用者に対する債務整理のための支援を行っているが、十分でない。 c) 利用者に対する債務整理のための支援を行っていない。	債務があった場合の相談ができる体制が整えられている。 消費者金融の制度や債務返済についての研修に施設として取り組んでいる。 必要な場合には、弁護士、警察等と相談できる体制を施設として作っている。 必要な場合には、弁護士、警察、裁判所調査員等の専門家や民生委員等との連携を行っている。 一時的に身を隠す場所や手段等をあらかじめ準備している。

評価分類	評価項目	評価細目	判断基準	着眼点
	(6) 利用者の安全の確保	夫等の暴力により保護を必要とする利用者の安全確保を適切に行っている。	<p>a) 夫等の暴力により保護を必要とする利用者の安全確保を適切に行っている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 夫等の暴力により保護を必要とする利用者の安全確保を行っているが、十分ではない。</p>	<p>安全確保と精神的ケアを目的とした相談・支援を行っている。</p> <p>本人の所在の秘匿について関係機関と協議し、理解と協力を得ている。</p> <p>夫等から発見される等の怯えがみられる利用者について、外部との連絡のとり方、日常生活の代行等、きめ細かい対応ができる体制がとられている。</p> <p>安全確保のための方法についてマニュアルを作成し、常に職員や利用者に周知を図っている。</p> <p>夫等から発見される等おそれが出てきた場合には、婦人相談所、福祉事務所や警察等と連携して他施設へ移動できる体制が整っている。</p> <p>夫等から発見される等おそれが出てきた場合には、婦人相談所、福祉事務所や警察等と連携して他施設へ移動できる体制が整っている。</p>